

平成30年度の国保運営にかかる検討状況

■ 大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議

第14回 平成30年5月21日開催

第15回 平成30年7月17日開催

第16回 平成30年11月29日開催

事業運営検討ワーキンググループ

第38回～第41回 4回開催

財政運営検討ワーキンググループ

第40回～第44回 5回開催

平成30年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
	方向性	基準等		
保健事業	統一	<p>特定健康診査： 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施</p> <p>人間ドック： 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施</p> <p>独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の5%を保健事業分として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>	<p>生活習慣病の重症化予防等の取組強化の検討 (都道府県ヘルスアップ支援事業の活用)</p> <p>・特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた取組</p> <p>・糖尿病性腎症重症化予防等、その他の保健事業</p>	<p>【独自事業分費用】 ・H31年度については、事務運用(平成30年度を踏襲)どおりとし、対象経費は、府保険料総額(医療分)の4.3%として設定して算定。 ただし、保健事業の維持、拡充と保険料率等への影響を勘案し、引き続き、上限設定や算定のあり方を検討。</p> <p>【取組強化等】 ・未議論。ただし、府において、都道府県ヘルスアップ支援事業として、「市町村・地域差の見える化支援」、「保健事業の対象者抽出ツールの開発」を9月補正予算措置。また、府健康づくり支援プラットフォーム整備事業の開始を進めており、今後、これらの事業成果等も踏まえ、取組み等を検討。</p>
府による給付点検	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 ● 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 	<p>具体的な点検内容の検討</p>	<p>・H31年度以降、府内の市町村異動した被保険者のレセプトを府の点検対象とすることを提案。 引き続き、国保総合システムの開発状況を見据え、具体的内容を検討。</p>
不正利得等の回収	—	<p>都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能</p>	<p>委託を受ける範囲、複数市町村にまたがる案件で債権の一部のみの回収となった場合の分配方法等について検討</p>	<p>・府内全市町村を対象に、不正利得の回収に関する実態調査を実施し、委託を受ける範囲、委託の対象となる事案について検討中。(委託・債権回収に係る法的課題については、国に確認中)</p>
あはき療養費受領委任制度導入検討	—		<p>導入のスケジュール等、具体的な事務の検討</p>	<p>・H31年9月制度導入とし、導入のスケジュール・事務フロー・審査基準について提示。 ・引き続き、予算(審査支払手数料)、保険者における対応事項の整理、施術者向け周知事項の整理、施術団体との調整事項の整理について検討。</p>

平成30年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	平成29年度までの運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
	方向性	基準等		
保険料率	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準保険料率は、医療費水準の差が比較的小さいことを踏まえ、医療費水準を加味せず統一(α=0) ● 標準保険料率で賄う経費は、事業費納付金対象経費は次のとおり。 (ア)保険給付費 (イ)出産育児諸費 (ウ)葬祭諸費 (エ)育児諸費 (オ)保健事業費(共通基準) (カ)その他の保険給付(精神・結核医療) (キ)保険料減免に要する費用(統一基準) (ク)一部負担金減免に要する費用(統一基準) (ケ)特定健康診査等に要する費用 (コ)医療費適正化等の対策費用等事務費(共通基準) (サ)特別高額医療費共同事業拠出金 (シ)審査支払手数料 (ス)財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分) (セ)都道府県の事業費 (ソ)過年度の保険料収納見込み (タ)予備費(都道府県分、保険料財源分) ● 府全体の共通公費は次のとおり。 (ア)療養給付費等負担金(保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後) (イ)国・普通調整交付金(地方単独事業の減額調整後) (ウ)国・特別調整交付金(都道府県分) (エ)都道府県繰入金(1号分、地方単独事業の減額調整後) (オ)高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) (カ)特別高額医療費共同事業交付金 (キ)特別高額医療費共同事業負担金 (ク)過年度調整(納付金の過多) (ケ)特定健康診査等負担金 (コ)地方単独事業の減額調整分 (サ)国保財政安定化支援事業繰入金分 (シ)保険者支援制度(医療分) (ス)出産育児諸費(法定繰入分) (セ)算定可能な特別調整交付金(算定省令第6条第1項ハ～ヌ、附則第7条第2・3号) (ソ)激変緩和用の特例基金(取崩分、医療分) (タ)過年度の保険料収納見込み(医療分) ● 市町村が実際に定める保険料率も、原則「標準保険料率」と同率で統一(ただし、以下の例外あり) <ul style="list-style-type: none"> ①財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乘せは容認 ②累積赤字解消や保険料減免及び一般会計繰入解消による激変緩和等のための保険料率上乘せ、一般会計繰入れは容認【激変緩和措置期間中に限る】 ● 過誤納保険料還付金・還付加算金については、各市町村負担 ● 後期分・介護分についても同様の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 府全体の共通公費の範囲の検討 <ul style="list-style-type: none"> ①過年度の保険料収納見込み(退職分) ②過年度の保険料収納見込み(一般分) ③保険者努力支援制度(都道府県分) ● 標準保険料率算定に用いる被保険者数・所得の推計方法 	<p>【共通公費の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①退職被保険者保険料収納見込み <ul style="list-style-type: none"> ・翌々年度の事業費納付金必要額(前述基礎ファイル報告額)と加減算することにより調整。 ・調整額は、当該年度の納付金算定にあたり提出した前々年度の市町村基礎ファイル(退職保険料・保険料軽減額)報告金額と当該年度の退職被保険者分保険料収納額(過年度分含む決算額)の差額。 ②過年度の保険料収納見込み(一般分) <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度同様、過去3か年の平均収納額の60%を納付金に設定。 ③保険者努力支援制度(都道府県分) <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度同様、事業費納付金及び標準保険料率の引き下げに活用。 ④算定可能な特別調整交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・算定省令第6条第1項ヲのうち、「未就学児に係る医療費」、「特々調」を共通公費に追加 ⑤府独自インセンティブ <ul style="list-style-type: none"> ・上記財源の一部を保険料引下げに活用。 <p>【被保険者数・所得の推計方法】</p> <p>平成30年度推計結果の分析及び平成31年度国提示推計方法の妥当性を踏まえ、国が示す推計方法とおり実施。</p>

項目	平成29年度までの運営方針等決定状況		平成30年度に検討すべき 主な事項	これまでの検討状況
	方向性	基準等		
保険料減免・軽減	統一 (激変緩和対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● H30年度から、「災害」・「収入減少」・「拘留等」・「旧被扶養者」の4つの事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。 ● なお、標準保険料率(事業費納付金)で賄う保険給付費等交付金(普通交付金)の交付対象は、原則、『大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準及び同基準に基づく運用を満たしている場合のみ』であるが、保険料減免に係る普通交付金について、制度移行初年度であり、運用に基づくシステム改修をはじめとする準備を要することも踏まえ、平成30年度は、運営方針の別に定める基準を満たしていれば、交付対象とする(経過措置として、運用については、これまでの各市町村の取扱いとすることも可能とする)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子世帯減免 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子減免 検討スケジュールを整理。 ● <u>普通交付金の対象</u> 平成31年度は、平成30年度同様の取扱いとし、平成32年度以降について、原則通りの取扱いとする。
標準 収納率	実収納率±α	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準収納率は、各市町村の「実収納率」を基本に、規模別標準収納率との差に応じた諸条件(±α)を加味して設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実収納率 直近3年間(平成30年度の算定にあたっては、平成26～28年度)における収納率実績の最高値と直近値の平均値を設定 ・規模別標準収納率 保険者努力支援制度の収納率に関する評価指標における規模区分(被保険者数が「1万人未満」「1万人以上5万人未満」「5万人以上10万人未満」「10万人以上」の4区分)別の直近収納率の平均値から、1ポイントを減じた値を設定 ・標準収納率 実収納率が規模別標準収納率を上回っている市町村には、当該上回っている値の2分の1を減じ、インセンティブとし、下回っている市町村には、実収納率に0.5ポイントを加算し、収納率向上の努力分とする ● 3年間固定(国保運営方針の対象期間中)とする(ただし、平成31年度においては、平成30年度の状況を検証の上、再検討する)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準収納率を達成できず、納付金支払いが困難となる財政リスクを避けるため、初年度においては左記のとおりとしているが、状況に応じて見直しを実施。 	<p><u>直近の収納率実績や、保険料抑制効果を勘案し、算定の基となる値を平成27～29年度実績に変更するとともに、設定条件を以下のとおり変更。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>規模別標準収納率</u> <u>規模別平均収納率-0.5%</u> ● <u>インセンティブ</u> <u>規模別標準収納率を上回っている値の1/4</u> ● <u>努力分</u> <u>実収納率+0.6%</u>